

質問に対する回答書について
工事名) 秋田自動車道 岩瀬橋他2橋(鋼上部工)工事

質問事項と回答

番号	質問	回答
1	金抜設計書 B-1 金抜設計書 番号 10 10- (2) 「鋼構造物の製作 製作材料費 (マンホール)」は、土木工事積算基準の「製作材料費 (形鋼) A」を参考し算出するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用すべき歩掛をご教示願います。	積算に関する質問にはお答えできません。
2	金抜設計書 B-5 金抜設計書 番号 57 10- (2) 「鋼構造物の製作 中間横桁部材の製作」は、土木工事積算基準の「横構部材の製作」を参考し算出するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用すべき歩掛をご教示願います。	積算に関する質問にはお答えできません。 なお、令和 7 年 12 月 9 日掲載「質問に対する回答について⑨」質問番号 6 に対する回答もご参照下さい。
3	設計図 当該案件は 3 橋とも桁の両端に 89° の微細な斜角を有しております。鋼構造物の製作費算出の際、斜角による工数補正を考慮しておられますか。	積算に関する質問にはお答えできません。 3 橋の斜角について、設計図 力石橋 3/81、設計図 岩瀬橋 4/102、設計図 土渕橋 4/101 に記載の設計条件のとおりです。
4	金抜設計書 B-5 金抜設計書 番号 54 10- (2) 「鋼構造物の製作 製作材料費 (形鋼) A」は、横桁に使用する大形の H 形鋼について、採用されている単価は下記のうちいずれをお考えですか。 (1) ひも付き価格 : 橋梁用 H 形鋼 無規格 (2) ひも付き価格 : H 形鋼 (大型) 無規格 (3) 市中価格	積算に関する質問にはお答えできません。
5	①金抜設計書 5 頁、②特記仕様書 29 頁 単価表 32 号 交通保安要員 交通誘導警備員 B の数量 846 人・日について、特記仕様書 25-12 交通保安要員の表に交代要員の人数の記載がないため、交代要員の人数を含まない延べ人数を計上されたと考えてよいか ご教示願います。	そのとおりです。

6	<p>①金抜設計書 6 頁、②特記仕様書 14 頁 単価表 40 号 仮設物撤去工 敷鉄板撤去について、特記仕様書 15. 貸与品に関する事項に敷鉄板の引渡/返納場所として、岩瀬橋～土渕橋工事用道路/虫内地区仮置き場と表記されておりますが、返納場所までの運搬費を計上された項目をご教示願います。また、運搬費を共通仮設費として扱われたかご教示願います。</p>	<p>単価表 40 号 仮設物撤去工 敷鉄板撤去の敷鉄板返納場所までの運搬費は、特記仕様書 25-15 仮設物撤去工 (5) 支払に記載のとおり、当該単価項目に含まれているものとお考え下さい。</p>
7	<p>①金抜設計書 6 頁、②特記仕様書 14 頁 単価表 41 号 仮設物撤去工 仮設防護柵撤去について、特記仕様書 15. 貸与品に関する事項に仮設防護柵の引渡/返納場所として、岩瀬橋～土渕橋工事用道路/虫内地区仮置き場と表記されておりますが、返納場所までの運搬費を計上された項目をご教示願います。また、運搬費を共通仮設費として扱われたかご教示願います。</p>	<p>単価表 41 号 仮設物撤去工 仮設防護柵撤去の敷鉄板返納場所までの運搬費は、特記仕様書 25-15 仮設物撤去工 (5) 支払に記載のとおり、当該単価項目に含まれているものとお考え下さい。</p>
8	<p>特記仕様書 14 頁 15. 貸与品に関する事項 15-1 貸与品の表に記載されております仮設防護柵及び敷鉄板の製品費について、間接工事費算定の対象とされたかご教示願います。</p>	<p>令和 7 年度土木工事積算基準 第 2 編 間接工事費及び一般管理費等 6-2 支給製品費に記載のとおりです。</p>
9	<p>①設計図_工事用仮桟橋工 27/65 岩瀬橋 工事用仮桟橋 I 撤去 施工要領図に表記の大型土のうの製作・設置、移設、撤去について、90t クローラークレーンによる施工を想定されたかご教示願います。</p>	<p>貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
10	<p>割掛対象表参考内訳書 1 頁 仮設材運搬費について、秋田県秋田市及び大阪府大阪市へ運搬するそれぞれの数量をご教示願います。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書に関する質問にはお答えできません。</p>
11	<p>割掛け対象表参考内訳書 1 頁、3 頁 3 頁の架設ヤード整備費について、敷鉄板を運搬する際の運搬距離は、1 頁の仮設材運搬費における秋田県秋田市～運搬距離 82.6 km (片道) と考えてよいかご教示願います。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書に関する質問にはお答えできません。貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上してください。</p>
12	<p>割掛け対象表参考内訳書 4 頁 足場工費 【岩瀬橋】・P1 橋台について、橋台と表記されておりますが、P1 は単柱張出橋脚と見受けられますので、ご確認願います。</p>	<p>正しくは P1 橋脚です。</p>

1 3	<p>①設計図_力石橋 54～61/81、②設計図_岩瀬橋 69～76/102、③設計図_土渕橋 65～72/101</p> <p>伸縮装置図（力石橋：図面番号 54～61/81、岩瀬橋：図面番号 69～76/102、土渕橋：図面番号 65～72/101）について、図面内に現場溶接記号がございますが、工場溶接に該当する箇所ではないでしょうか。現場溶接に該当する場合、コンサル資料では伸縮装置の現場溶接部の数量が不明ですので、数量をご教示願います。</p>	<p>伸縮装置図（力石橋：図面番号 54～61/81、岩瀬橋：図面番号 69～76/102、土渕橋：図面番号 65～72/101）に記載のとおり、現場溶接を想定しております。現場溶接の数量は、図面より必要な数量を算出してください。</p>
1 4	<p>令和 7 年 11 月 10 日掲載質問に対する回答について⑤</p> <p>令和 7 年 11 月 10 日掲載「質問に対する回答について⑤」質問番号 6 において、『令和 7 年 8 月 27 日掲載「質問に対する回答について②」質問番号 3 に対する回答のとおりです。』と回答されておりますが、令和 7 年 8 月 27 日ではなく、令和 7 年 8 月 22 日掲載の「質問に対する回答について⑤ 質問番号 3」を指していると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>令和 7 年 11 月 10 日掲載「質問に対する回答について⑤」質問番号 6 の回答内容について、正しくは、『令和 7 年 8 月 22 日掲載「質問に対する回答について②」質問番号 3 に対する回答のとおりです。』</p>
1 5	<p>特記仕様書 P7</p> <p>特記仕様書 P7 11-2 河川区域における施工時期において、「なお、原則として出水期（4 月 1 日～9 月 30 日）の期間については、河川区域内での作業は行わないものとする。」と記載されております。この「河川区域内での作業」とは、同項目の表に示される「力石橋（河川内 B 2～4 ベントの設置・撤去）」「土渕橋（河川内 B 3、B 4 ベントの設置・撤去）」「岩瀬橋～土渕橋工事用道路（工事用仮桟橋の撤去）」のみを指していると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

1 6	特記仕様書 P7 特記仕様書 P7 11-2 河川区域における施工時期において、「なお、原則として出水期（4月1日～9月30日）の期間については、河川区域内での作業は行かないものとする。」と記載されております。対して、工事工程表（概略工程表）において、力石橋 架設工、岩瀬橋 架設工、土渕橋 架設工は出水期間に行うものと示されており、整合性が取れておりません。「力石橋（河川内B 2～4 ベントの設置・撤去）」「土渕橋（河川内B 3、B 4 ベントの設置・撤去）」「岩瀬橋～土渕橋工事用道路（工事用仮桟橋の撤去）」以外の作業は、出水期も行えるものと考えて宜しいでしょうか。	令和7年8月19日掲載「質問に対する回答について①」質問番号1に対する回答のとおりです。
1 7	特記仕様書 P7 特記仕様書 P7 11-2 河川区域における施工時期において、「なお、原則として出水期（4月1日～9月30日）の期間については、河川区域内での作業は行かないものとする。」と記載されておりますが、「河川区域内での作業」が指している作業内容をご教示願います。	質問番号15と同様にお考え下さい。
1 8	金抜設計書 仮設備等の損料について、冬季休止期間中の損料も見込んでいると考えて宜しいでしょうか。	積算に関する質問にはお答えできません。貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上ください。
1 9	設計図_工事用仮桟橋工 4/65、8/65 岩瀬橋 工事用仮桟橋 I 撤去 数量表（図面番号 4/65）及び設計数量には、岩瀬橋 工事用仮桟橋 I 撤去 上部工詳細図（2）（図面番号 8/65）の支承重量が含まれていません。ご確認願います。	設計図_工事用仮桟橋工 4/65 岩瀬橋 工事用仮桟橋 I 撤去 数量表の 1.1 上部工数量表の主部材数量に含まれています。
2 0	設計図_工事用仮桟橋工 28/65、35/65 土渕橋 工事用仮桟橋 T1 撤去 数量表（図面番号 28/65）及び設計数量には、土渕橋 工事用仮桟橋 T1 撤去 上部工詳細図（2）（図面番号 35/65）の支承重量が含まれていません。ご確認願います。	設計図_工事用仮桟橋工 28/65 土渕橋 工事用仮桟橋 T1 撤去 数量表の 1. 上部工数量表の主部材数量に含まれています。

2 1	設計図_工事用仮桟橋工 29/65、58/65 土渕橋 工事用仮桟橋 T2 撤去 数量表(図面番号 29/65) 及び設計数量には、土渕橋 工事用仮桟橋 T2 撤去 上部工詳細図(2)(図面番号 58/65) の支承重量が含まれていません。 ご確認願います。	設計図_工事用仮桟橋工 29/65 土渕橋 工事用仮桟橋 T2 撤去 数量表の1.上部工数量表の主部材数量に含まれています。
2 2	特記仕様書 P33 工事用仮桟橋基礎工の取壊しに係る数量は、コンクリート構造物取壊し(TypeA)及びコンクリート構造物取壊し(TypeB)に含まれると拝察します。対して、特記仕様書 P33 25-16 工事用仮桟橋 (2) 種別区分内容 撤去において、「基礎工の取壊し、処分場への運搬、処分費」と記載されております。基礎工の取壊し費用は、コンクリート構造物取壊し(TypeA)及びコンクリート構造物取壊し(TypeB)で計上し、処分場への運搬、処分費は工事用仮桟橋撤去で計上すると考えて宜しいでしょうか。	工事用仮桟橋基礎工の取壊し、処分場への運搬、処分費は、単価項目のコンクリート構造物取壊し(TypeA)またはコンクリート構造物取壊し(TypeB)に含まれるものとお考え下さい。なお、交付図書の一部に誤りがありましたので後日訂正いたします。
2 3	設計図_工事用道路 34/39 図面 工事用道路 防護柵工詳細図(図面番号 34/39)に示されている仮設防護柵について、想定しているm当たり質量(t/m)をご教示願います。	仮設防護柵のm当たり質量は、設計図_工事用道路 34/39 防護柵工詳細図よりお考え下さい。
2 4	設計図_工事用道路 30/39 工事用道路 再設置工平面図(図面番号 30/39)において、基礎材(砂)は本工事での購入を想定していると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
2 5	令和7年11月11日掲載質問に対する回答について⑥、割掛対象表内訳書 令和7年11月11日掲載「質問に対する回答について⑥」質問番号1において、土渕橋の架設には、350t吊クレーンを使用すると回答頂いております。対して、割掛対象表参考内訳書 工事用機械分解組立費(架設関係)【土渕橋】には「クレーン(油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型)300t」と記載されており、クレーン規格の整合性が取れしておりません。分解組立費用は、記載の通り「300t吊クレーン」として計上し、設計変更協議対象と考えて宜しいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書 工事用機械分解組立費(架設関係)【土渕橋】についても「350t吊クレーン」としてお考えください。なお、交付図書の一部に誤りがありましたので後日訂正いたします。

2 6	<p>割掛け対象表参考内訳書 P4 割掛け対象表参考内訳書【仮設備工事費】足場工費において、【岩瀬橋】の設置箇所が「P1橋台」と記載されておりますが、下記のいずれを示しているかご教示願います。</p> <p>①A1 橋台 ②P1 橋脚</p>	質問番号 1 2 の回答のとおりです。
2 7	<p>特記仕様書 P7、工事工程表（概略工程表） 特記仕様書 P7 11-2 河川区域における施工時期において、土渕橋（河川内 B3、B4 ベントの設置・撤去）は非出水期（10月1日～翌3月31日）に行うと明示されております。対して工事工程表（概略工程表）の土渕橋架設工は、令和10年7月上旬～令和10年9月下旬の出水期間にバーチャートが示されており、整合性が取れておりません。土渕橋のベント設備設置・撤去はそれぞれ令和何年何月頃を想定しているかご教示願います。</p>	工事工程表（概略工程表）に関する質問にはお答えできません。土渕橋のベント設備設置・撤去は、特記仕様書 11-2 河川区域における施工時期に記載されている期間で実施するとお考えください。
2 8	<p>工事工程表（概略工程表） 工事工程表（概略工程表）において、土渕橋床版工が、令和10年10月上旬～令和10年11月下旬及び、令和11年4月上旬～令和11年4月下旬までバーチャートで示されております。冬期休止期間前の令和10年10月上旬～令和10年11月下旬と、冬期休止期間後の令和11年4月上旬～令和11年4月下旬で行っている作業内容をご教示願います。</p>	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
2 9	<p>割掛け対象表参考内訳書 P3 割掛け対象表参考内訳書【準備工事費】架設ヤード整備費で計上している敷鉄板の運搬費（基地～現場、現場～基地）、積込み・取卸し費用が計上されている単価項目をご教示願います。</p>	割掛け対象表参考内訳書【準備工事費】架設ヤード整備費で計上している敷鉄板の運搬費（基地～現場、現場～基地）、積込み・取卸し費用は、割掛け対象表の架設ヤード整備費にて計上されるものとお考え下さい。

3 0	<p>割掛け対象表参考内訳書 P5、工事工程表（概略工程表）</p> <p>割掛け対象表参考内訳書において、吊足場工費（標準型側面）【土渕橋】の床版足場が必要期間 8.8 月、橋梁上部工昇降足場費 【岩瀬橋】 A1 橋台及び、A2 橋台の必要期間が 20.6 月、【土渕橋】 A1 橋台及び A2 橋台の必要期間が 11.7 月と公表されております。これらの月数と工事工程表（概略工程表）のバーチャートと照らし合わせると、吊足場及び昇降足場は冬季休止期間も存置している月数であると推察します。当該吊足場及び昇降足場については、冬季休業前に解体せず、存置するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書及び工事工程表（概略工程表）に関する質問にはお答えできません。</p>
3 1	<p>割掛け対象表参考内訳書 P6</p> <p>割掛け対象表参考内訳書 【雑工事費】橋面養生費において、床版コンクリート打設後の養生費用が計上されておりますが、踏掛版のコンクリート打設後の養生費用が計上されている単価項目をご教示願います。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書に関する質問にはお答えできません。</p>